

医療機器流通改懇の今後の対応と議論の方向性について

厚生労働省医政局

医薬産業振興・医療情報企画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療機器流通改懇の今後の対応・議論の方向性について

意見陳述や改定などを踏まえた医療機器流通の課題や現状

1. 物流2024年問題に関する課題や現状について

物流2024年問題への対応について、リードタイムの長期化、輸送品質・力の低下、コストの上昇などにより、医療機器の安定供給への支障が懸念されていたため、メーカー及び販売業者において共同配送の提案やパレタイズ輸送への切り替え、販売業者による適正在庫の推進等の対策に取り組んでいるところではあるが、一部の診療現場においてリードタイムが長期化することによる影響が生じたという報告もあったので、継続して物流2024年問題への対応状況を把握することとし、さらに、メーカー及び販売業者の取組をより一層、推進するためには、医療機関・薬局の協力が必要・不可欠になるので、医療機関及び薬局に対する物流2024年問題についての周知等が必要と考える。

2. 価格交渉慣行の改善に関する課題や現状について

今回の意見陳述では、医療用医薬品と同様に、いわゆる価格交渉代行業者との価格交渉や取引条件等が考慮されないベンチマークを用いた値引き交渉の存在が認められた。医療保険制度の中で償還価格が定まっている特定保険医療材料の価格交渉において、仮に製品価値や流通コストを考慮しない行き過ぎた価格交渉が行われていた場合、医療用医薬品と同じように本来の製品価値を損ない、ひいては医療保険制度の下での医療機器の安定供給に支障が生じてしまうことが懸念されるため、適正な取引交渉や契約締結が行われるための流通関係者の意識醸成や環境整備の必要性がある。なお、令和8年度の特定保険医療材料価格基準改定においては、市場実勢価格が償還価格を上回る機能区分への対応が行われたことも踏まえて、検討を進めていく必要があると考える。

医療機器流通改革の今後の対応・議論の方向性について

今後の対応と議論の方向性

1. 物流2024年問題の課題や現状に関する対応の方向性について

- 令和5年12月に発出した「医療機器に係る物流2024年問題等により生じうる課題と対応策について」のうち、よりポイントを絞って再度発出することとしてはどうか。
- 医療機関の協力も必要不可欠であることから、医療機関の受け止めや実態についてアンケートを実施してみてもどうか。

2. 価格交渉慣行の改善に関する対応の方向性について

- 「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」を参考にして、医療保険制度の下で医療機器(特定保険医療材料)の継続的で適切な安定供給を実現するという観点から、取引交渉を行う上で遵守すべき基本的な考え方を整理し、関係者にお示しすることを検討してはどうか。なお、大前提として、個別の価格交渉や交渉結果を制限するような具体的な事項をお示しすることは困難である。

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」の一例

- ✓ 卸売業者は、個々の医薬品の仕切価に安定供給に必要なコスト(地域差や物価水準等を考慮した人件費や流通コスト等)を踏まえた適切な価格設定を行うとともに、交渉を行う双方が、その根拠と妥当性を説明するなどにより、価格交渉を進めること。
- ✓ 取引条件等を考慮せずにベンチマークを用いての一方的な値引き交渉や取引品目等の相違を無視して同一の総値引率を用いた交渉、取引条件等を考慮せずに同一の納入単価での取引を各卸売業者に求める交渉などは厳に慎むこと。
- ✓ 価格交渉を代行する者に価格交渉を依頼するに当たっては、価格交渉を代行する者がこうした交渉を行うことがないよう流通改善ガイドラインを遵守させること。
- ✓ 卸売業者は、頻回配送・急配の回数やコスト負担等について、取引先の保険医療機関・保険薬局に対し、かかるコストの根拠等に基づき説明を行い理解を求めること。また、安定供給に支障を来す場合や、卸売業者が費用負担を求める場合には、当事者間で契約を締結すること。

⇒上記の対応の方向性について忌憚のないご意見をいただきたい。